

【富里市及び千葉県が定める都市計画の種類と決定区分】

都市計画の内容		決定権者		
		富里市	千葉県	
都市計画区域			●	
都市計画区域の整備，開発及び保全の方針			●	
準都市計画区域			●	
都市再開発方針等	都市再開発の方針		●	
	住宅市街地の開発整備の方針		●	
	拠点業務市街地の開発整備の方針		●	
	防災街区整備方針		●	
市街化区域及び市街化調整区域の区域区分			●	
地域地区	用途地域	●		
	特別用途地区	●		
	特定用途制限地域	●		
	特別容積率適用地区	●		
	高層住居誘導地区	●		
	高度地区・高度利用地区	●		
	特定街区	●		
	都市再生特別地区		●	
	防火地域・準防火地域	●		
	特定防災街区整備地区	●		
	景観地区	●		
地域地区	風致地区	面積10 ^{ヘクタール} 以上 (2以上の市町村の区域にわたるもの)	●	
		その他	●	
	駐車場整備地区		●	
	臨港地区	国際戦略港湾，国際拠点港湾，重要港湾		●
		その他	●	
	歴史的風土特別保存地区		●	
	緑地保全地域	2以上の市町村の区域にわたるもの		●
		その他	●	
	特別緑地保全地区	近郊緑地特別保全地区		●
		面積10 ^{ヘクタール} 以上 (2以上の市町村の区域にわたるもの)		●
		その他	●	
	緑化地域		●	
	流通業務地区		●	
	生産緑地地区		●	
	伝統的建造物群保存地区		●	
航空機騒音障害防止地区		●		
航空機騒音障害防止特別地区		●		
促進区域	市街地再開発促進区域	●		
	土地区画整理促進区域	●		
	住宅街区整備促進区域	●		
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	●		
遊休土地転換利用促進地区		●		
被災市街地復興推進地区		●		
都市施設	道路	一般国道・都道府県道	●	
		その他の道路	自動車専用道路	●
			その他	●
	都市高速鉄道		●	
	駐車場		●	
	自動車ターミナル		●	
	空港	成田国際空港等		●
		その他	●	
	その他の交通施設		●	
	公園・緑地	面積10 ^{ヘクタール} 以上	国が設置するもの	●
			県が設置するもの	●
その他		●		
広場・墓園	面積10 ^{ヘクタール} 以上(国又は県が設置するもの)		●	
		その他	●	

都市施設	その他の公共空地		●		
	水道	水道用水供給事業		●	
		その他	●		
	電気・ガス供給施設		●		
	下水道	公共下水道	排水区域が2以上の市町村の区域にわたるもの		●
			その他	●	
		流域下水道		●	
	その他		●		
	汚物処理場・ゴミ焼却場		●		
	産業廃棄物処理施設			●	
	その他供給施設・処理施設（地域冷暖房施設等）		●		
	河川	一級河川			●
		二級河川 （一の指定都市の区域内のみに存するもの）			●
		二級河川（その他）			●
		その他		●	
	運河			●	
	その他の水路		●		
	学校・図書館・研究施設・その他の教育文化施設		●		
	病院・保育所・その他の医療施設・社会福祉施設		●		
	市場・と畜場・火葬場		●		
一団地の住宅施設		●			
一団地の官公庁施設			●		
流通業務団地			●		
一団地の津波防災拠点市街地形成施設		●			
電気通信事業用施設・防風・防火・防水・防雪・防砂・潮施設		●			
市街地開発事業	土地区画整理事業	面積50㎡超 （国又は県が施行すると見込まれるもの）		●	
		その他	●		
	新住宅市街地開発事業			●	
	工業団地造成事業			●	
市街地再開発事業	面積3㎡ （国又は県が施行すると見込まれるもの）			●	
	その他		●		
市街地開発事業等 予定地区	新都市基盤整備事業			●	
	住宅街区整備事業	面積20㎡ （国又は県が施行すると見込まれるもの）		●	
		その他	●		
	防災街区整備事業	面積3㎡ （国又は県が施行すると見込まれるもの）		●	
その他		●			
市街地開発事業 予定区域	新住宅市街地開発事業の予定区域			●	
	工業団地造成事業の予定区域			●	
	新都市基盤整備事業の予定区域			●	
	面積20㎡以上の一団地の住宅施設の予定区域		●		
	一団地の官公庁施設の予定区域			●	
	流通業務団地の予定区域			●	
地区計画等	地区計画		●		
	防災街区整備地区計画		●		
	歴史的風致維持向上地区計画		●		
	沿道地区計画		●		
	集落地区計画		●		